

# やんばる河川・海岸自然再生協議会について

開発建設部 河川課 環境技術係長 川崎 聡

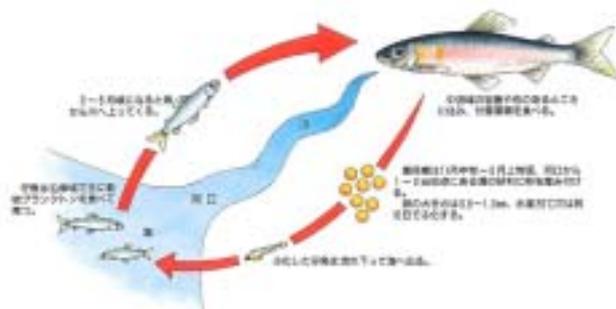
## 1. はじめに

平成16年6月26日(土) 沖縄本島北部地域の河川・海岸を対象に、リュウキュウアユを蘇生させる会、沖縄総合事務局河川課、沖縄県河川課の三者が呼びかけ人となり、地域住民、NPO、専門家、地方公共団体、関係行政機関など地域の多様な主体が参加する「やんばる河川・海岸自然再生協議会」を設立したのでその概要を報告する。なお、この協議会は、自然再生推進法に基づくものとしては、全国で6番目、沖縄県では初めての自然再生協議会である。

## 2. 協議会設立までの経緯

沖縄県では昭和47年の本土復帰以降、人々の暮らしの安全、生活水準の向上を早急に図るための社会基盤整備や民間開発等が急速に進められた。その多くは機能性、合理性、経済性を重視したもので、生態系保全への配慮が足りなかったのが実情である。その結果、赤土砂の流出、生活排水、農薬流出などによる水質悪化、河川環境の単調化、砂浜の減少などの環境悪化が進み、河川はエビや魚などの生物にとって棲みにくい環境となってしまった。それを象徴するのが、昭和53年の確認を最後に姿が見えなくなったリュウキュウアユである。リュウキュウアユは、沖縄本島での絶滅後昭和63年に本土産アユと遺伝子の異なる琉球列島固有のアユであることが報告されている。なお、昭和61年に源河川にアユを呼び戻す会が結成されて以降現在まで、行政とNPO協働によるリュウキュウアユ復元活動等が行われている。その結果、ダム湖での陸封化にはほぼ目処がついたものの、源河川等元々棲んでいた河川においては10年以上にわたる放流活動や河川環境改善等(魚道の設置等)にも関わらず、自然の状態で再生産を繰り返すまでには至っていない。抜本的・総合的な河川・海岸環境の改善が必要と思われる。このような背景と平成15年1月の自然再生推進法の施行を受け、沖縄本島北部地域において法に基づく自然再生協議会を設立し、かつての川と人々の関わり、生き物が安全に棲める河川環境を取り戻すための自然再生事業を推進することとした。

リュウキュウアユの生活史



リュウキュウアユの放流活動





堰による遡上阻害



魚道設置による  
遡上阻害の解消

### やんばる河川・海岸自然再生協議会開催までの経緯

- H15年1月1日 「自然再生推進法」施行(同年4/1「自然再生基本方針」閣議決定)
- H16年2月4日 第1回準備会開催(協議会委員の公募方法、設置要綱案の調整)
- H16年2月17日~3月31日 協議会委員の公募
- H16年5月28日 第2回準備会(協議会構成メンバー、協議会の進め方の確認)
- H16年6月26日 第1回やんばる河川・海岸自然再生協議会開催

### 3. 自然再生推進法の概要

自然再生推進法の概要について簡単に説明する。

自然再生とは(第2条)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機

関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。

基本理念(第3条)

- ・多様な主体の参加
- ・透明性確保
- ・科学的知見に基づく実施
- ・柔軟な事業の実施
- ・自然環境学習

自然再生推進法に基づく事業実施の流れ

実施者の発意により協議会を組織

協議会は全体構想を策定

実施者は実施計画を策定

事業の実施 ↔ モニタリング実施

### 4. 協議会の概要

協議会はこれまでに第1回協議会(H16.6.26開催)、第1回現地調査(田嘉里川)(H16.8.21実施)、第2回協議会(H16.9.4開催)が実施されており、毎回多くの関係者が参加して行われた。会議は白熱した議論が行われ、この協議会に対する皆さんの期待の大きさが伺えるものであった。以下に当協議会の特徴や進め方、協議会で出された委員の主な意見や現地調査の状況等を紹介する。

#### 4.1 協議会の特徴

多様な主体の参加(メンバー構成)

協議会の構成委員は、自然再生推進法の基本理念である「多様な主体の参加・連携」を確保するため、開発建設部及び沖縄県河川課のHPや新聞広告により広く一般市民から公募した。募集期間は1ヶ月半とした。なお、応募者数は当初想定の20人を大き

く上まわる 45 人の個人及び法人・団体の申し込みがあったが、法の主旨に則り全員委員になって頂くこととした。また、行政関係からは農林水産部等関係する国、県の部署へ参加を呼びかけた結果、沖縄総合事務局 6 (開建部 5、農水部 1)、環境省、沖縄県 8 課(河川、港湾、農業、水産、環境、企業局)、国頭村、東村、大宜味村、名護市からの参加があり、合計 64 人の協議会委員でスタートすることになった。大人数であり、かつ各地域で各種・多様な活動をされている方々が集まった協議会であるため目標設定、目指す方向性等合意形成には時間をかける必要があると思われる。

#### 透明性の確保

協議会の透明性を確保するため、準備会の時点から会議の開催時には記者発表を行い、会議は、準備会・協議会とも全てオープンで行った。また、会議終了後は取材の時間を設けた。更に、会議資料、議事録については、全て HP (開発建設部 HP) で公開することとした。今後は事務局運営の情報も共有化していきたい。

#### 委員はボランティア参加、自ら汗をかく

当協議会では、やんばる河川・海岸自然再生の対象地域、自然再生の目標、役割分担及び自然再生事業の実施内容等について協議を行うことになっているが、委員は言い放しでなく役割分担に基づき自ら汗をかくことが求められている。

#### 他地域の自然再生協議会に比べ対象区域が広く、個所数が多い

当協議会の対象区域はやんばる地区を対象としており、他地域の協議会と比べて対象範囲が広い。その為自然再生目標の設定等焦点がぼやける恐れがあることから、呼びかけ人の目指す方向性をしっかり認識してもらう必要がある。

### 4.2 協議会の進め方

当協議会は、やんばるの河川・海岸の自然環境に対し、価値観の異なる多様な考えを持った方々が参加していることから、第 1 回協議会では自然再生推進法の目指すもの、当協議会の性格及び委員の皆様の想いを共有することに重点を置くこととした。協議会は人数が多いため、可能な限り多くの委員が意見を述べられるよう、全員での会議の他に、グループに分かれた話し合いの場も設けた。会議は全体会議で協議会の設立主旨や協議会設置要綱の説明、質疑応答を行った後、グループ会議で意見交換を行い、その場でグループ会議で出た意見を集約して最後に全体会議でグループ会議の結果をパワーポイントを用いて報告した。

### 4.3 第 1 回協議会 (H16.6.26 開催)

第 1 回協議会では「やんばる河川・海岸の現状と課題」についてワークショップを行い次のような意見が出た。「水深が浅くなった」「砂が堆積し、伏流水となっている」「森林の保水力の低下」「瀬と淵の区別が無くなってきている」「地元住民の勉強会が必要」「地元との話し合いが必要」「再生により安全性が低下する可能性がある」「当時(コンクリート護岸等の整備は)治水上必要であった」等の意見があった。

その他、「現在問題となっている地区を対象としないのはおかしいのではないか」「再生よりも保全を考えるべきではないか」等の意見が出た。また、現状の課題を各委員で共通認識として把握するために「現地調査を行いたい」という意見があり現地調査を実施することにした。



全体会議



グループ会議



全体会議（グループ会議の報告）

#### 4.4 第1回現地調査（田嘉里川）

委員の方々へ案内したい川がないか募集を行い、調査箇所の選定を行った。その結果、田嘉里川と源河川について応募があり、8月21日に田嘉里川の現地調査を実施した。また、源河川については利用者が多いためレジャーシーズンがはずして、11月頃実施することとした。

田嘉里川現地調査には関係者約50人が参加し、河口から上流までの3kmを歩いて現地調査し、参加者は区長や役場職員から昔の川の状況を聞いたり、県職員に対して河川改修の内容や砂防えん堤の目的について質問等を行い現状の課題について認識を深めた。また現状の課題等についてアンケートを実施した。

#### 4.5 第2回協議会の主な意見

第2回協議会では「やんばる河川・海岸の自然再生の方向性について（田嘉里川現地調査をふまえて）」についてワークショップを行い次のような意見が出た。

- ・田嘉里川の現地を見て人工化が進み違和感を感じた。地元を意識が無かったのではないか。
- ・奥川では、安全の為に改修を要望してきた。安全は確保されたが自然は失われた。
- ・安全と環境はトレードオフの関係にあるがどこでバランスをとるか？
- ・トレードオフの議論をするにはリスクと環境の変化を住民と話し合う必要がある。

### 5. 今後の課題

#### 住民の熱意

自然再生を行う場合、協議会意見にあったように安全と環境はトレードオフの関係にある為、流域住民の積極的な関わりが無くては実施が困難である。そのためには、本協議会の他に地域の方々の想いをまとめる場が必要と思われる。当面、勉強会や観察会等を開催し、それらを通して住民の意識の高まりを期待したい。

#### 科学的知見の集約

自然再生事業は科学的知見に基づき実施しなければならないが、時間的制約や経費の問題等のため当該地域の生物・河川・海岸に関する科学的知見を有する学識者等の自主的参加は数名にとどまっている。今後、更に参加を呼びかけるとともに県外の学識者についてはヒアリング等を実施する必要がある。

### 6. おわりに

協議会は始まったばかりであり、今後いろいろな課題が出てくると思われるが、時間をかけて十分議論を行い、また、地元住民の積極的な関わりを促し、やんばるの河川・海岸の自然再生を推進していきたい。